

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百七十一の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

別表第二の八の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。